

放課後児童対策に関する 二省庁会議

令和5年7月28日

こども家庭庁 成育局

こどもまんなか
こども家庭庁

新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

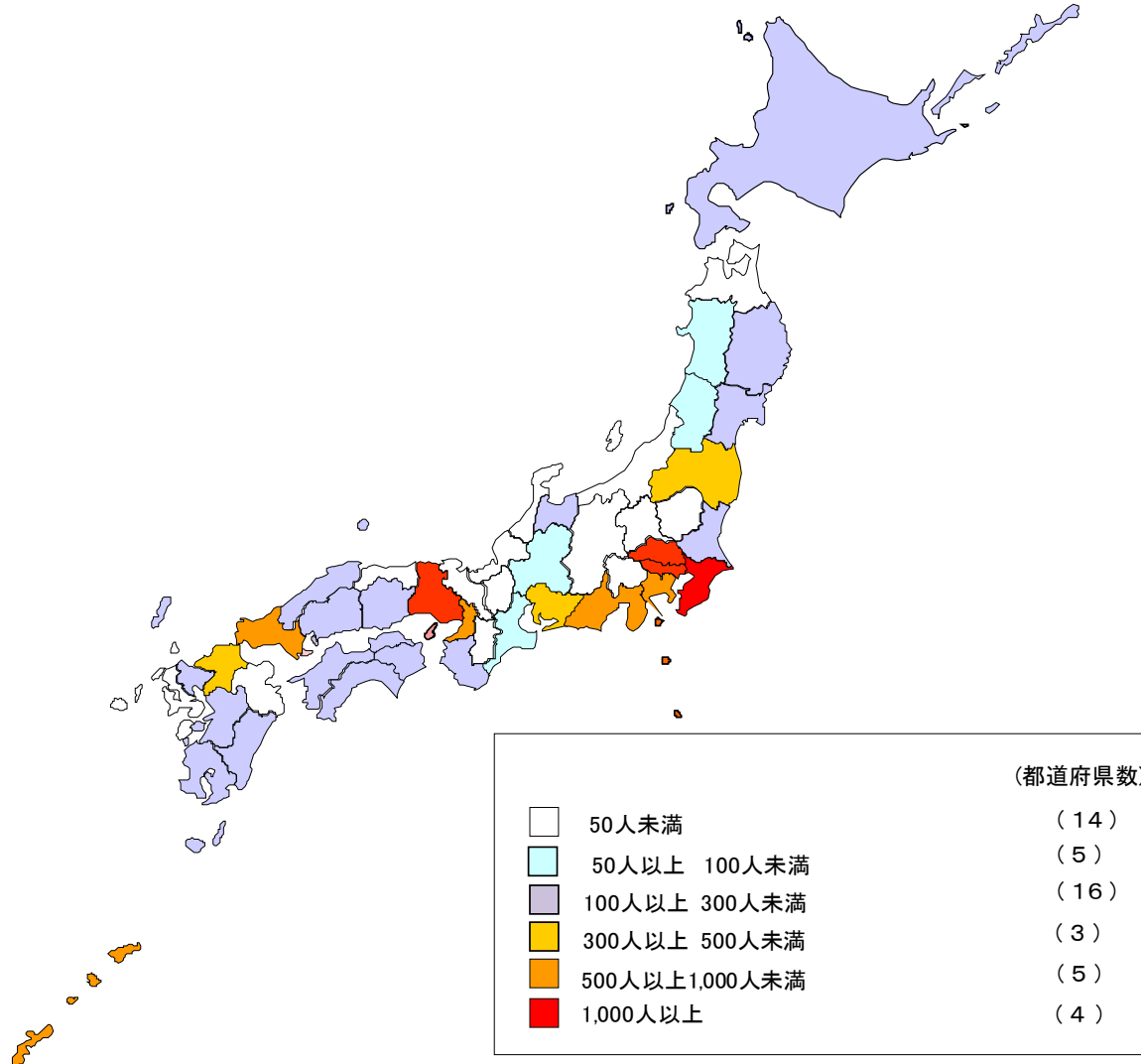
放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和5年度予算案	71億円の内数	1,205億円
実施数	17,129教室	26,683か所
一体型	5,869か所	
登録児童数	—	1,392,158人 (1,445,459人 ※R5.5.1速報値)
新規開設分の小学校での割合	—	55% (4,599か所のうち2,508か所)
実施場所	小学校 73.1%、その他（公民館、中学校など）26.9%	小学校 53.1%、その他（児童館、公的施設など）46.9%

※放課後子供教室の教室数（令和4年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和4年5月時点の数値を記載

放課後児童クラブの待機児童の発生状況(令和4年5月1日現在)

令和4年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ (都道府県別)



注: 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	167
青森県	5
岩手県	111
宮城県	272
秋田県	57
山形県	62
福島県	445
茨城県	235
栃木県	14
群馬県	0
埼玉県	1,554
千葉県	1,179
東京都	3,465
神奈川県	585
新潟県	25
富山県	115
石川県	8
福井県	0
山梨県	31
長野県	0
岐阜県	76
静岡県	803
愛知県	465
三重県	52
滋賀県	41
京都府	18
大阪府	534
兵庫県	1,015
奈良県	44
和歌山県	244
鳥取県	27
島根県	131
岡山県	225
広島県	264
山口県	510
徳島県	80
香川県	188
愛媛県	226
高知県	121
福岡県	357
佐賀県	173
長崎県	24
熊本県	189
大分県	24
宮崎県	199
鹿児島県	155
沖縄県	665
計	15,180

放課後児童クラブについて

「小1の壁」の打破は喫緊の課題

放課後児童クラブの待機児童の状況（令和4年度調査結果から）

- コロナ禍の影響により待機児童数が減少していたが、令和4年度から再度増加に転じた。
- 待機児童は偏在しており、東京都・埼玉県・千葉県で全体の4割を占めている。
- 待機児童が発生している自治体は、380市区町村（前年比5か所増）23.4%であった。
- 待機児童が100人を超える自治体は、40か所であった。
- 待機児童は低学年（49.6%）と高学年（50.3%）がほぼ同じ割合。高学年の割合が増加。

待機児童対策は、自治体の状況等（待機児童数、学年別状況、地域の社会資源など）に応じた対応が求められる

補助事業の新設や拡充を図った（令和5年度）

- 待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えた。
- 「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を新設し、待機児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなどの取組を支援。
- 待機児童の緊急的な居場所確保のための「放課後居場所緊急対策事業」の対象児童を、主に4年生以上としていたものを全学年に拡大。
- 待機児童が発生している自治体について、整備費の嵩上げ補助を実施（平成28年度から継続）

新プラン最終年度を迎え、次年度以降の施策検討のため 地域の現状の把握が必須。

放課後児童クラブの実施状況（令和5年5月1日現在 速報値）

- 登録児童数：1,445,459人（前年比53,301人増）
- 支援の単位数：36,740支援の単位（前年比531支援の単位増）
- 利用できなかった児童数（待機児童数）：16,825人（前年比1,645人増）

こども家庭庁調査
※速報値の公表は初めて
※事業実施自治体数1,633市区町村
※確報値は12月下旬公表予定



待機児童数は高止まりであり、対策が急務。 さまざまな角度から待機児童対策を検討する必要がある。

小倉大臣による練馬区放課後児童クラブ視察（令和5年6月28日）

- 学校施設の徹底活用の事例（家庭科室を一時的に利用〈タイムシェア方式〉して放課後児童クラブを運営）
- 新・放課後子ども総合プランにおける一体型の推進（放課後子供教室を毎日開所）
- 待機児童に限って、放課後子供教室終了後の預かりを実施し、放課後児童クラブと同程度の支援を実施。



学校施設の徹底活用に向けた課題整理や、一体型のあり方についての検討が必要。
待機児童対策のバリエーションの充実も求められる。
実施主体である基礎自治体や、都道府県の取組をきめ細かく把握する必要がある。



自治体への個別ヒアリング

- 待機児童数が多い都道府県に対するヒアリング（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、沖縄県）
 - ・市町村に対する都道府県独自の待機児童対策に関する支援策は少ない。
 - ・学校施設の活用に関して、教育委員会や学校との連携に関して課題意識をもっている。
 - ・待機の発生状況の偏在や、年度中に待機児童が減少する事業を背景に、市町村の危機感にも差がある。
- 待機児童数が多い・大幅に増加した・大幅に減少した市町村に対するヒアリング（約70市区町村）
 - ・待機の発生要因としては、子育て世帯の人口流入（大規模マンション等）が多い。
 - ・場所の確保と同時に、人材確保が困難なため、新たなクラブの開設が難しい。
 - ・利用調整や斡旋の状況、追跡調査の有無等は市町村間で差が大きい。

放課後児童対策に関する自治体との意見交換（令和5年7月25日）

- 東京都八王子市（教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課）
 - ・教育委員会に放課後児童クラブの所管替えを行い、学校施設の徹底活用を行い、待機児童ゼロを達成。
 - ・特別教室等の一時利用（タイムシェア）も進め、学校と連携し、受け皿確保を進める。
 - ・昼食提供や朝の放課後子供教室などの独自の取組。
- 東京都調布市（子ども生活部児童青少年課）
 - ・市長部局の同課で放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館を一元的に所管。
 - ・学校敷地内整備を優先しつつ、放課後児童クラブの受け皿確保と同時に、こどもが選択できる放課後の居場所を充実。
 - ・特に夏休み以降に待機児童が減少することから、高学年児童を児童館等につなぐような取組を実施。



新・放課後子ども総合プランの最終年度（令和5年度）の取り組みについて

- ①自治体個別の事情を踏まえ、丁寧な情報提供等が求められる。
→その際、市町村の取組状況の差などを踏まえ、
文部科学省とも連携し個別的継続的助言・指導を行うことが必要。
- ②市町村内においても待機児童が偏在している（ミスマッチ）ため、利用調整や送迎が期待される。
- ③高学年児童の発達段階を踏まえ、多様な居場所の充実について検討する必要がある。
- ④学校施設の活用をはじめとして、教育委員会や学校との連携を促進する必要がある。
→国レベルで、こども家庭庁と文部科学省が連携を強化することが必要。



こども未来戦略方針（常勤職員配置の改善）を踏まえた、来年度以降の放課後児童対策の推進方策（予算等）の検討

文部科学省との更なる連携方策（連名通知等）の検討（8月中目途）

放課後児童クラブの待機児童数調査（令和5年10月1日時点、速報ベース）の実施を検討

参考資料

新・放課後子ども総合プランについて

新・放課後子ども総合プランの策定経緯と主な改正ポイント

策定の経緯

【平成19年3月14日 放課後子どもプラン策定】

【平成26年7月31日 放課後子ども総合プラン策定】（本プラン策定により、放課後子どもプラン廃止）

【平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）】

追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

【平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

【平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）】

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

平成30年9月14日 「新・放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に文科省、厚労省から通知）

主な改正ポイント

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人⇒約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人⇒約152万人）の受け皿を整備。
- 国全体の目標に、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを追加。
- 「登下校防犯プラン」を踏まえ、来所・帰宅時の安全確保への取組を追加。
- 放課後等デイサービス事業との連携や同事業の実施に当たって学校施設の積極的な活用に関することを追加。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

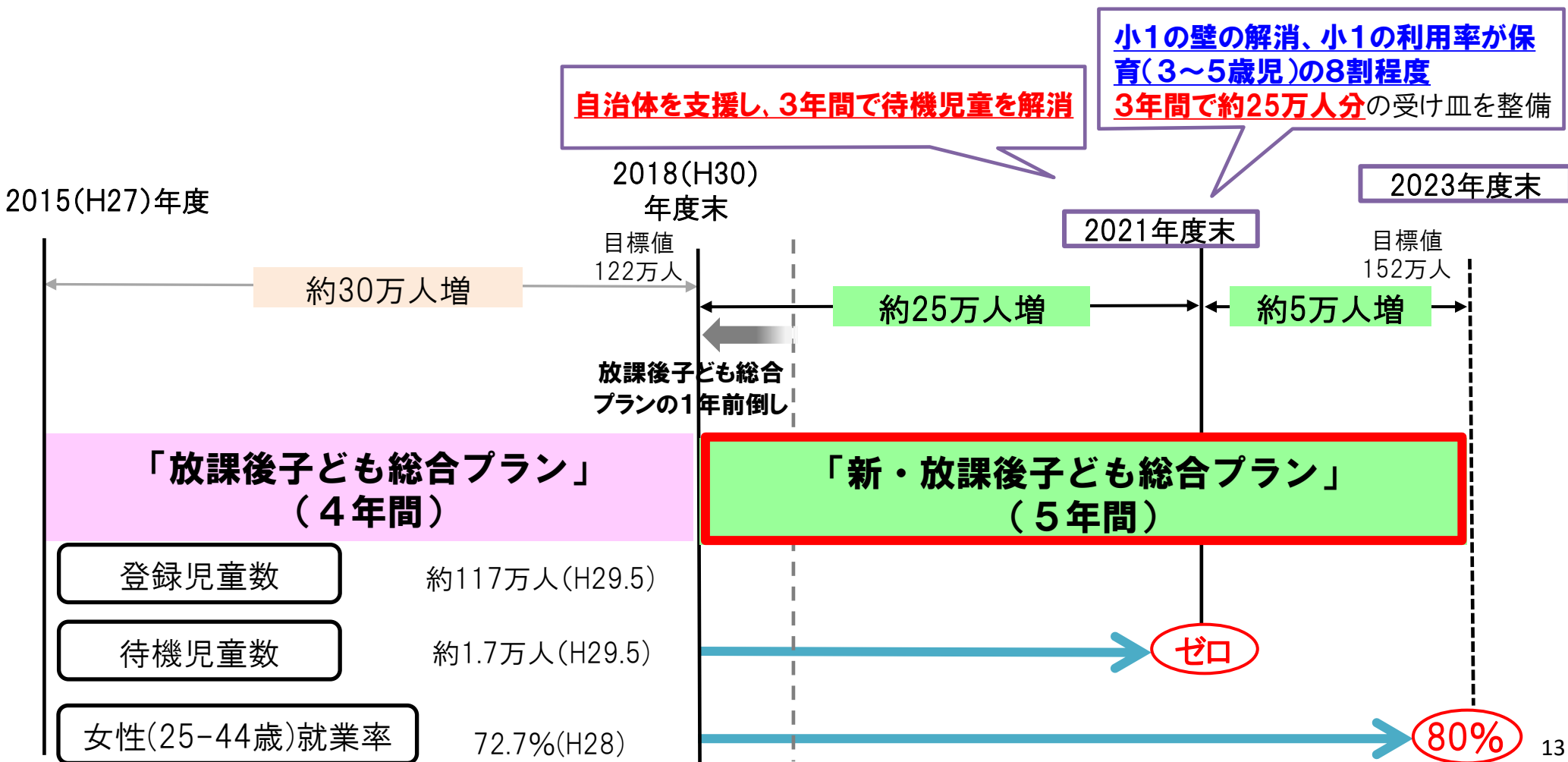
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、**年間250日以上**開設（要件）
- ▶ **遊びや生活の場の提供**（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、**保護者が日中家庭にいない児童**が対象

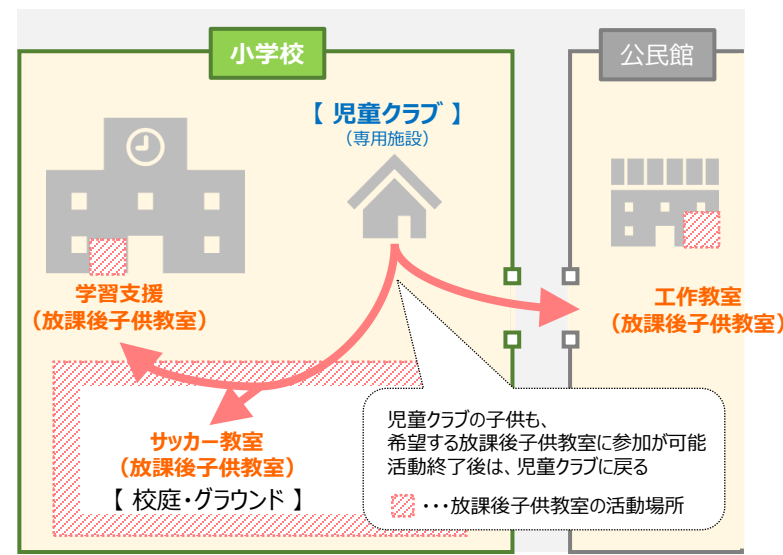
放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ **学習や体験などのプログラムを実施**（**多様な学びの機会の提供**）
- ▶ **地域住民ボランティア等**、多様な参画により実施
- ▶ **すべての子供**が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した一体型のイメージ

▶ 同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月			
火		実施なし	
水	15:30～18:30	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木	学校敷地内 専用施設	(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援	
金		実施なし	
土	08:30～18:30	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室	

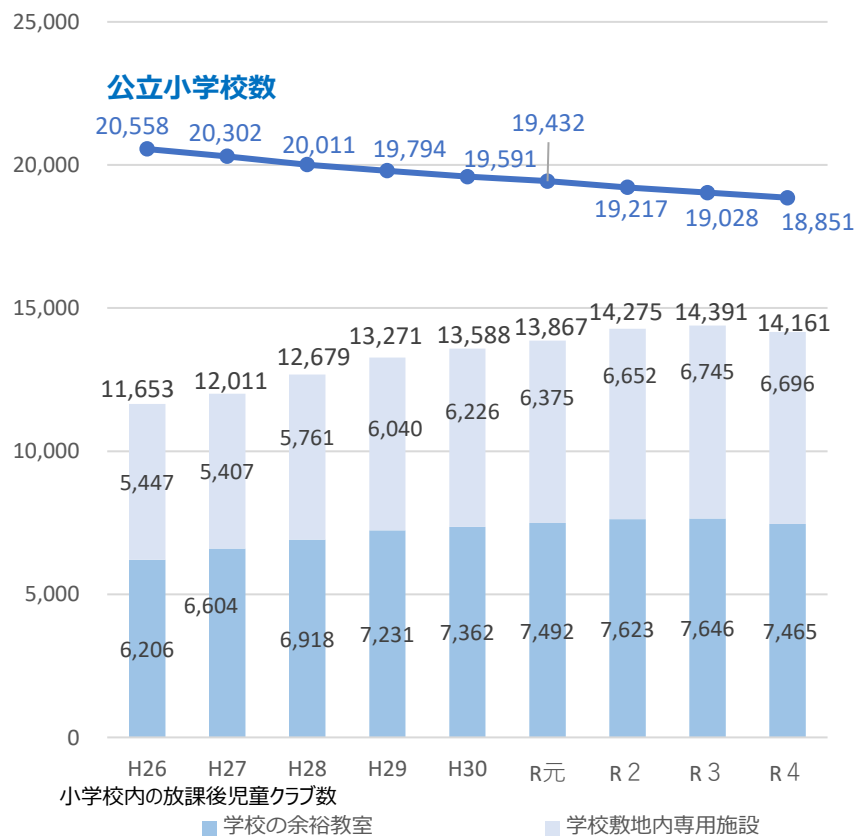


小学校内で実施される放課後児童クラブ数の推移

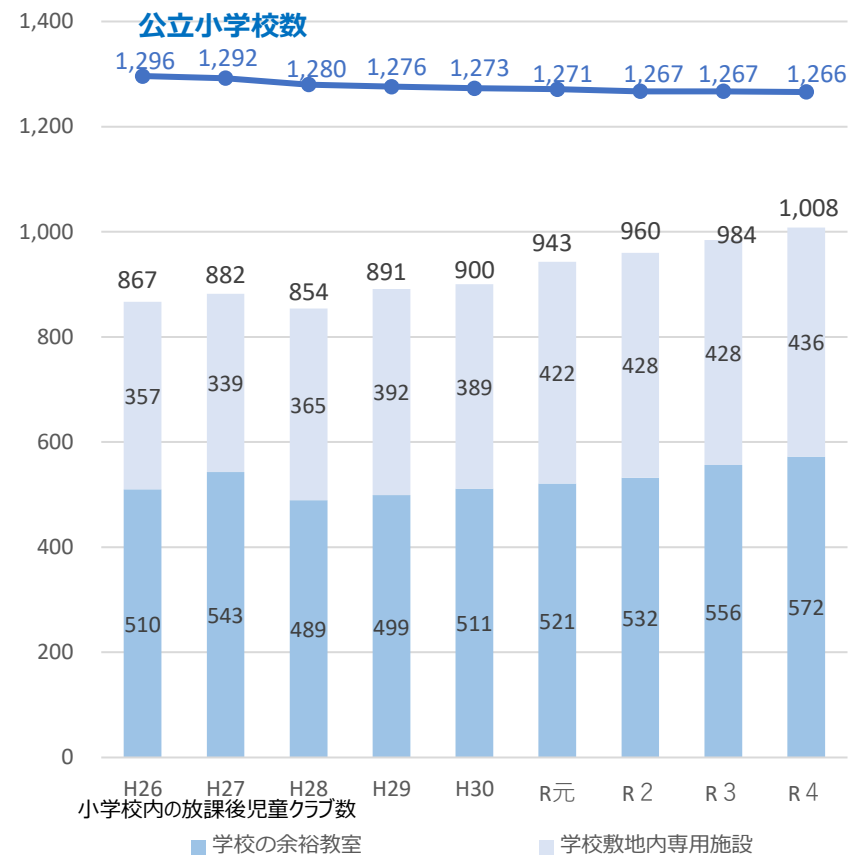
○小学校内で実施される放課後児童クラブは増加傾向にある。

○このほか、令和4年度において、283の放課後児童クラブが幼稚園内に設けられている（令和4年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況）ほか、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携（一体型・連携型）が、令和4年度において、中学校（90教室）、義務教育学校（89教室）等でも行われている（文部科学省調べ）。

全国



東京都



※公立小学校数は、各年度の「学校基本調査」（文部科学省）、放課後児童クラブ数は、各年度の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）より

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

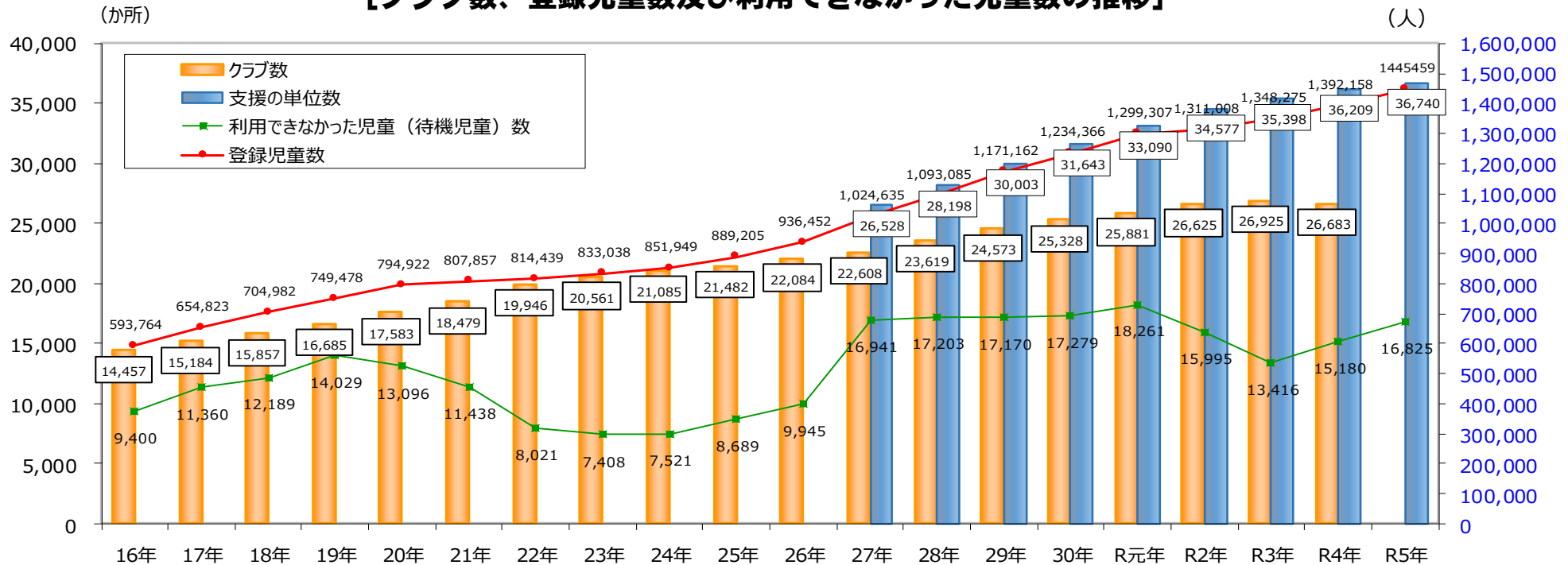
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 今後の放課後児童クラブの整備の在り方については、これまでの取組の検証や2023年度の取組の実施状況、ニーズの動向等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



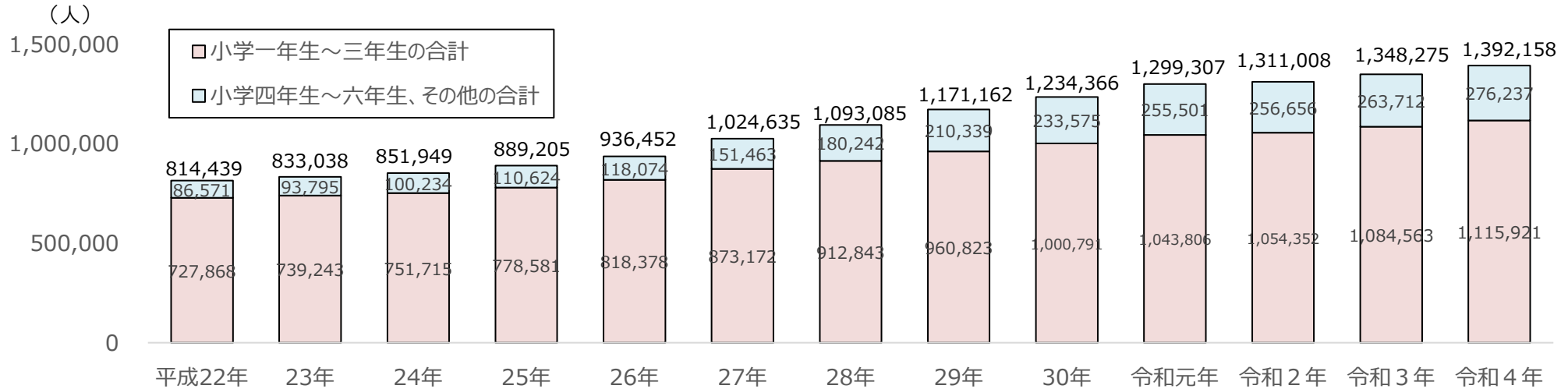
※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省・こども家庭庁調
※令和5年は速報値のため、クラブ数は掲載していない。

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在） 厚生労働省調査

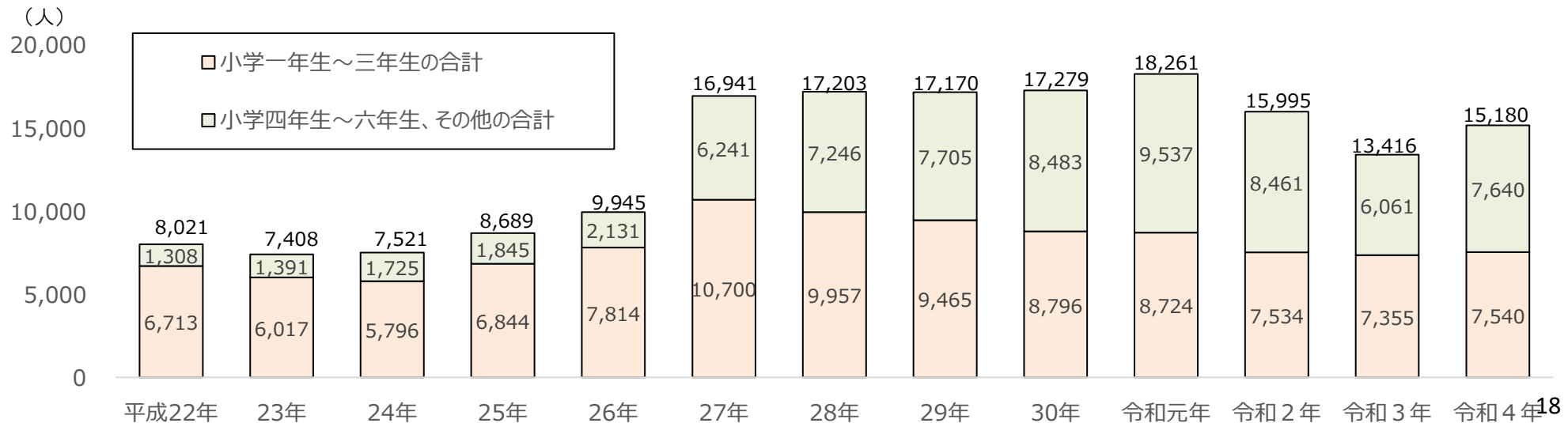
【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、平成27年度以降、高学年児童等の数が特に増加している。



【利用できなかった児童数（待機児童数）の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。



放課後児童クラブの現状

※令和4年5月1日現在
(厚生労働省調)

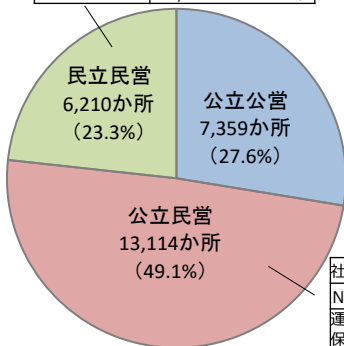
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

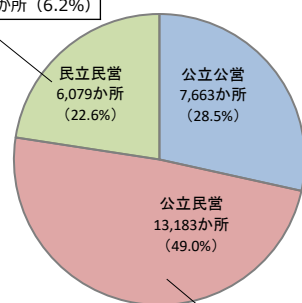
社会福祉法人	1,980か所 (7.4%)
NPO法人	1,125か所 (4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所 (5.0%)
その他	1,761か所 (6.6%)

社会福祉法人	1,917か所 (7.1%)
NPO法人	1,066か所 (4.0%)
運営委員会・保護者会	1,417か所 (5.3%)
その他	1,679か所 (6.2%)

(参考) 令和3年



社会福祉法人	3,502か所 (13.1%)
NPO法人	1,867か所 (7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所 (11.2%)
その他	4,762か所 (17.8%)

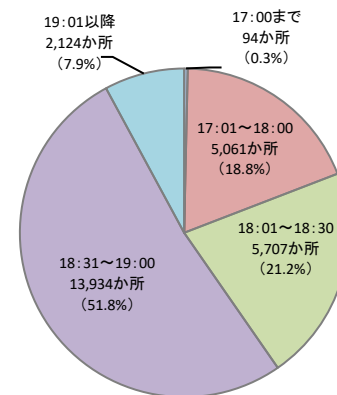
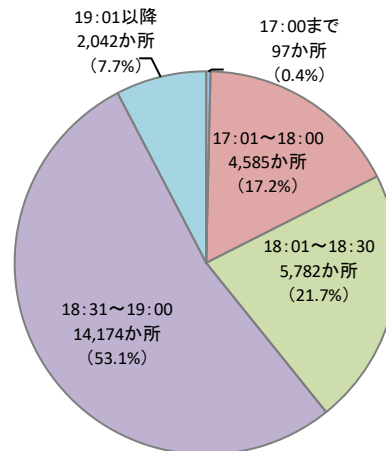


社会福祉法人	3,693か所 (13.7%)
NPO法人	1,878か所 (7.0%)
運営委員会・保護者会	3,198か所 (11.9%)
その他	4,414か所 (16.4%)

○終了時刻の状況 (平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めており、増加傾向にある。

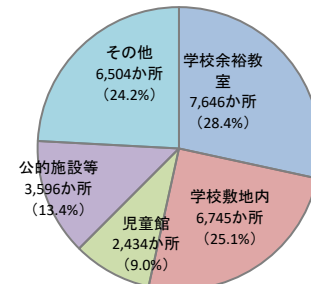
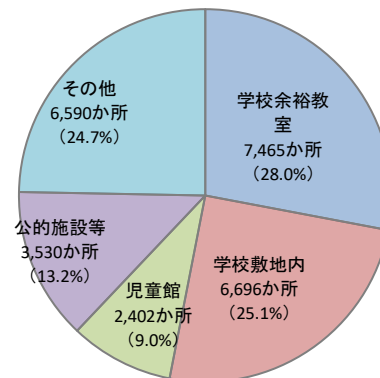
(参考) 令和3年



○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。

(参考) 令和3年



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

1 事業の目的

令和5年度予算：子ども・子育て支援交付金 **1,046億円の内数**（981億円の内数）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2 事業の概要・スキーム

- （1）対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童
- （2）事業規模：一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下
- （3）職員体制：一の支援の単位ごとに放課後児童支援員2名以上（1名を補助員にすることも可）
なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策を定め、それによる対策を講じている場合についても事業の対象。
- （4）職員の要件：保育士や幼稚園教諭等の資格を有する者等であって、都道府県等が行う研修を修了した者（研修計画を定め、採用から2年以内に修了を予定している者を含む）。
- （5）開所日数：250日以上（特例として200日以上開所でも本事業の対象）
- （6）開所時間：以下の時間以上を原則とし、保護者の就労時間、学校の授業終了時刻等の状況を考慮して市町村が定める
小学校の休業日 1日につき8時間
小学校の休業日以外（平日） 1日につき3時間
- （7）設備：原則として専用区画面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

◆ 補助基準額＜放課後児童支援員2名配置、開所日数250日以上の例＞

ア基本額（児童数36～45人の場合）：4,734千円

工長時間開所加算

イ開所日数加算：19千円×（年間開所日数－250日）

（ア）平日分：409千円（+2千円）×時間数（1日6時間超え、18時間を超えて開所した年間平均時間）

ウ長期休暇支援加算：19千円×長期休暇中に支援単位を増やして開所した日数

（イ）長期休暇分：184千円（+1千円）×時間数（1日8時間を超えて開所した年間平均時間）

1 事業の目的

令和5年度予算：子ども・子育て支援交付金 **1,046億円の内数**（981億円の内数）

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

○対象事業

（1）賃借料補助

① 学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金含む。）を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

② **学校敷地内又は公有地において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用（リース代）を支弁する。【拡充】**

（2）移転関連費用補助

学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る現状回復費を含む。）を支弁する事業。

（3）土地借料補助

学校敷地外の土地を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。

○対象事業の制限

（1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況（**学校の余裕教室等が使用できなくなる場合も含む。**）にあること。**【拡充】**

イ 賃借料補助①については、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること。

ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型目標事業量等の記載があること。

（2）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（3）賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

（4）賃借料補助のうち、リース代への補助に当たっては、以下の要件を満たすこと。【拡充】

ア **都市開発や学校の余裕教室が使用できなくなる場合等の突発的な事情により、緊急的に整備が必要であること。**

イ **「子ども・子育て支援整備交付金」による受け皿整備よりも、早期に待機児童の解消が見込めること。**

（5）土地借料については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益（一般）社団法人、公益（一般）財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施年度の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村（待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村） ◆ 補助基準額（案）（1支援の単位当たり）：3,066千円
- ◆ 補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

令和5年度予算：子ども・子育て支援交付金 **1,046億円の内数**（981億円の内数）

1 事業の目的

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、放課後児童クラブの設置等に向けた整備用地や学校・児童館・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保支援（学校・地域企業からの情報収集、放課後児童クラブ運営法人等への情報提供、地域住民向けの説明会の開催等）を行う。

2 事業の概要・スキーム

○利用調整等を行う支援員（放課後待機児童利用調整支援員）の配置

利用調整等を行う支援員を配置し、以下の業務を行う。配置場所は市町村（利用調整行う放課後児童クラブ等に業務の一部又は全部を委託することも可。）とし、加配のみならず、放課後児童支援員等すでに配置されている職員と兼務可能とする。

（1）利用調整支援

- ① 希望する放課後児童クラブの利用ができなかった若しくはクラブの登録児童数等の状況から利用できない可能性がある児童について、他の放課後児童クラブ（学区外を含む。）、児童館等、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋する（年間を通じて継続的に、利用可能な施設等の利用を斡旋する。）とともに、障害児の受入れに向けた、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を行う。
- ② 放課後児童クラブ（学区外を含む。）の登録児童数や利用実態、児童館その他施設の活動状況等を定期的に把握し、空き状況の変化等に応じて、随時利用可能な施設等の斡旋を行う。
- ③ 放課後児童クラブへの斡旋を優先し、クラブの利用が困難な場合に、児童館その他施設の利用を斡旋するものとする。

（2）設置場所の確保支援

地域の待機児童解消に向け、新たな放課後児童クラブの設置や既存のクラブの拡張を行うために、整備用地や学校・児童館・民間アパート等の既存施設の空きスペースの確保支援（学校・地域企業等からの情報収集、放課後児童クラブ運営法人等への情報提供、地域住民向けの説明会の開催等）を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村（待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村） ◆ 補助基準額（案）（1市町村当たり）：4,133千円
- ◆ 補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

放課後児童対策の推進について

- 放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市町村（市町村が適切と認めた者に委託可） 補助基準額案：1,063千円 補助率：1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市町村（市町村が適切と認めた者に委託可） 補助基準額案：1,063千円 補助率：1/3 等

II 育成支援の内容の質の向上（※保育対策総合支援事業について、放課後児童クラブも支援の対象として実施。）

1. 放課後児童支援員の資質の向上

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村に配置する【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】。

※実施主体：都道府県、市町村（都道府県等が適切と認めた者に委託可） 補助基準額案：4,064千円 補助率：1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」（都道府県）及び「保育人材等就職・交流支援事業」（市町村）の中で実施】。

※実施主体：都道府県、市町村（都道府県等が適切と認めた者に委託可） 補助基準加算額案：1,247千円 補助率：1/2 等

(1) 放課後居場所緊急対策事業

保育対策総合支援事業費補助金
(放課後関係) 10億円の内数

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

- 放課後児童クラブにおいて待機児童が発生している中、待機児童解消に向けた受け皿や多様な居場所を確保するため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の子どもの居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもの居場所を提供する事業を実施する。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）
※適切と認められた者に委託可

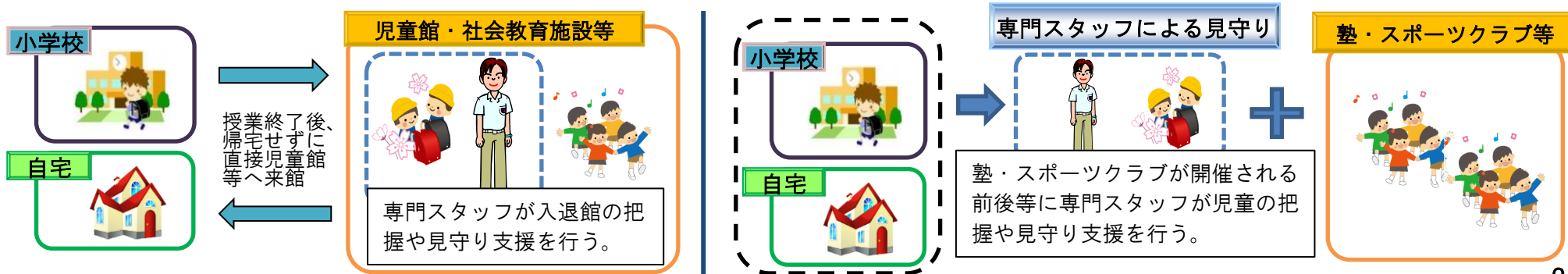
3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

4. 補助単価（案）

①運営費：1,063千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

5. 事業イメージ



放課後児童クラブにおける食事提供について (令和5年6月28日付こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡)

事務連絡
令和5年6月28日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部(局) 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブにおける食事提供について

日頃より、放課後児童健全育成の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。)を参照の上、適切に対応いただいているところですが、放課後児童クラブにおける食事提供について、一定のお問い合わせをいただいている状況を踏まえ、今般、各市区町村に対して食事提供の実施状況について調査しました(別紙)。あわせて、以下のとおりお知らせします。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)及び運営指針において、小学校における夏季等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、調査結果のとおり、長期休業中に昼食を提供している放課後児童クラブも一定数あることから、地域の実情に応じた対応をお願いいたします。なお、放課後児童クラブで食事提供を行う場合は、運営指針にあるとおり、食物アレルギーへの配慮や、感染症や食中毒の発生防止や発生時の対応について定めることが必要と考えられます。あわせて、「放課後児童クラブ運営指針解説書(改訂版)」(令和3年4月5日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡)を参照いただくようお願い致します。

また、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助を行っており、昼食等の発注業務についてはその業務範囲と考えますので、ご活用ください。

なお、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等の子どもについては、特に、小学校における夏季等の長期休業期間中等の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市区町村におかれては、子どもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」(平成28年4月1日付け雇児発0401第31号)に基づく「こどもの生活・学習支援事業」や、「こどもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領」(「地域子供の未来応援交付金交付要綱」(令和5年4月1日付けこども家庭庁長官決定)別紙)に基づく「地域子供の未来応援交付金」等の活用により、放課後児童クラブ等において、子どもたちが弁当の持参・購入が難しい場合の宅食(弁当の配達)、フードバンク(食料品の配布)等による支援を行うなど、貴団体内の関係部署とも連携しながら、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL: 03-6861-0303
E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

放課後児童クラブにおける食事提供について (令和5年6月28日付こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡)

別紙

放課後児童クラブにおける食事の提供について【調査結果】

1. 目的 長期休業中（夏休み等）に放課後児童クラブにおける食事提供状況を把握するため。
2. 調査概要
対象：放課後児童クラブを実施している自治体 1,633 市区町村
調査時点：令和5年5月1日現在

3. 調査結果

（1）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数を把握しているか。

把握している 995 市区町村
把握していない 590 市区町村 ※無回答 48 市区町村

（以下、把握している場合）

（2）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数

2,990 か所（22.8% *）

*＝把握している自治体内に所在する 13,097 か所に対する割合

【内訳】

①事業所内部での調理 （いわゆる自園調理）	552 か所（18.5%）	
②事業所外部からの 搬入	a) 事業所による手配	1,859 か所（62.2%）
	b) 保護者会等による手配	374 か所（12.5%）
③その他	225 か所（7.5%）	

※複数の提供方法をとっている事業所があるため、合計は一致しない。

※表中の（ ）内は、昼食を提供をしている 2,990 か所に対する割合

4. その他

本調査により把握した好事例をまとめ、自治体に追って周知する予定。

（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を着実に進めるとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る。